

令和 2 年 9 月 2 5 日

令和 2 年千葉市教育委員会会議第 9 回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第9回定例会議事日程

令和2年9月25日(金)
午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 非公開審議の決定
- 7 議決事項

議案第89号 千葉市教育委員会会議規則の一部改正について

…………… 1

[総務課]

議案第90号 千葉市教育委員会会議オンライン出席取扱基準の
制定について …………… 3

[総務課]

議案第91号 令和2年度千葉市教育功労者表彰について

[総務課]

- 8 その他
- 9 閉 会

議案第89号

千葉市教育委員会会議規則の一部改正について

千葉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和2年9月25日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

千葉市教育委員会会議規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（オンライン出席）

第6条の2 委員は、教育長の許可を得て、映像及び音声の送受信等により自由かつ率直に意見を交換し合うことができる方法によって、会議に出席することができる。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の規定により教育長が職員を会議に出席させる場合においては、第6条の2に規定する方法によることができるものとする。

第19条第2項中「議場にいる」を「出席している」に改める。

第25条第3号中「議場に」を削る。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

オンライン会議システム等を活用した教育委員会会議の開催を可能とするため、規則の一部を改正しようとするものであります。

議案第90号

千葉市教育委員会会議オンライン出席取扱基準の制定について  
千葉市教育委員会会議オンライン出席取扱基準を次のとおり定めるものとする。

令和2年9月25日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

## 千葉市教育委員会会議オンライン出席取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、千葉市教育委員会会議規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第6条の2及び第13条第2項の規定により委員及び職員が会議に出席する場合（以下「オンライン出席」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (許可基準)

第2条 オンライン出席ができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交通機関の途絶等により会議開催の場所までの交通手段が確保できない場合
- (2) 他の業務等により遠隔地に所在する場合
- (3) その他教育長が必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、会議が次のいずれかに該当することが見込まれる場合は、教育長は、委員に対し、オンライン出席を許可しないものとする。

- (1) 会議に付議する案件に規則第12条第1項各号に掲げる事項が含まれること。
- (2) 会議に付議する案件に規則第21条に規定する無記名投票による表決を行うものがあること。

### (手続)

第3条 オンライン出席をする委員又は職員（以下「委員等」という。）がいる場合においては、教育長は、会議開始前に、映像及び音声の送受信等により相互の発言を認識でき、議論が的確に行える通信環境にあることを確認するものとする。

2 教育長は、オンライン出席をする委員等を、前項に規定する通信環境が確保できた場合に限り、会議に出席したのものとして取り扱うものとする。

### (通信が途絶えた場合の取扱い)

第4条 委員等は、会議の途中で通信が途絶えた場合は、前条第1項に規定する通信環境を確保するよう努めるものとする。

2 前項に規定する場合において、前条第1項に規定する通信環境が確保できなくなったときは、教育長は、その間の議事について、当該委員等は欠席したものとして取り扱う。

### (補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、オンライン出席について必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。

議 案 説 明

千葉県教育委員会会議規則第6条の2の規定によるオンライン出席  
に関して必要な事項について、千葉県教育委員会組織規則第8条第1  
5号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

令和2年9月25日

令和2年千葉市教育委員会会議第9回定例会

[参考資料]

議案第89号・第90号関係…………… 1



新旧対照表（千葉市教育委員会会議規則の一部改正）

千葉市教育委員会組織規則（昭和 39 年千葉市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>千葉市教育委員会会議規則</p> <p>第 1 条～第 6 条 （略）</p> <p>第 7 条～第 12 条 （略）<br/>（職員の出席）</p> <p>第 13 条 教育長は、必要に応じて職員を会議に出席させるものとする。</p> <p>第 14 条～第 18 条 （略）<br/>（表決）</p> <p>第 19 条 教育長は、表決をとろうとするときは、表決に付する議題を宣告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合、<u>議場にいる</u> 委員は、表決に加わらなければならない。</p> <p>第 20 条～第 24 条 （略）<br/>（会議録の記載事項）</p> <p>第 25 条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p> <p>(3) <u>議場</u>に出席した職員の氏名</p> <p>(4) ～ (6) （略）</p> <p>第 26 条～第 31 条 （略）</p> | <p>千葉市教育委員会会議規則</p> <p>第 1 条～第 6 条 （略）<br/><u>（オンライン出席）</u></p> <p><u>第 6 条の 2 委員は、教育長の許可を得て、映像及び音声の送受信等により自由かつ率直に意見を交換し合うことができる方法によって、会議に出席することができる。</u></p> <p>第 7 条～第 12 条 （略）<br/>（職員の出席）</p> <p>第 13 条 教育長は、必要に応じて職員を会議に出席させるものとする。</p> <p><u>2 前項の規定により教育長が職員を出席させる場合においては、第 6 条の 2 に規定する方法によることができるものとする。</u></p> <p>第 14 条～第 18 条 （略）<br/>（表決）</p> <p>第 19 条 教育長は、表決をとろうとするときは、表決に付する議題を宣告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合、<u>出席している</u> 委員は、表決に加わらなければならない。</p> <p>第 20 条～第 24 条 （略）<br/>（会議録の記載事項）</p> <p>第 25 条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p> <p>(3) 出席した職員の氏名</p> <p>(4) ～ (6) （略）</p> <p>第 26 条～第 31 条 （略）</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

千葉市教育委員会会議規則の一部改正について（議案第89号）

千葉市教育委員会会議オンライン出席取扱基準の制定について（議案第90号）

教育総務部総務課

## 1 議案の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応等のため、WEB会議サービスの活用等による教育委員会会議の開催を可能とするため、規則の一部改正を行うとともに、WEB会議サービスの活用等により遠隔地で会議に出席する（以下「オンライン出席」という。）場合の基準を定める。

## 2 議案の概要

### （1）千葉市教育委員会会議規則の改正

#### ア 出席定義規定（第6条の2）の新設

委員は、教育長の許可を得て、映像及び音声の送受信等により自由かつ率直に意見を交換し合うことができる方法によって、会議に出席することができる。

※関係職員の出席にあっても、オンライン出席を可能とする。（第13条第2項）

#### イ その他規定の整備

オンライン出席では、当該委員（職員）は議場に存在しないが、出席者として取り扱うため規定の整備を行う。（第19条第2項、第25条第3号）

### （2）千葉市教育委員会会議オンライン出席取扱基準の制定

千葉市教育委員会会議規則第31条の規定に基づき、委員又は関係職員がオンライン出席できる場合やオンライン出席を認めない会議などの許可基準を定めるとともに、オンライン出席における手続きや通信が途絶えた場合の取扱いなどを定める。

## 3 施行年月日 令和2年10月1日

令和2年教育委員会会議第9回定例会出席者(第一・第二会議室)

